登下校時の**不審者対応マニュアル**　　H30 年度作成

事件の発生

↓ 通報・発見　☆1

事態の確認

教頭・担当教諭・養護教諭

↓

教頭

↓ 校長への報告

校長

☆1（児童への指導）
・不審者を刺激しない
・その場を離れる
・友だち、上級生、班長に知らせる
・近くの大人、車掌に知らせる
・その場で話せない場合は、学校で職員に伝える。または、家で保護者に伝える。
・緊急を要する場合は、大声で叫ぶ

緊急対応策の決定

怪我・精神的な症状のある場合

保健室に搬送

応急処置

○職員の共通理解
○職員の協働による対処

病院へ移送
（付き添う）

被害者宅への連絡（電話）
担任・養護教諭・教頭

被害者、被害者保護者のケア
・カウンセリング
・サポートセンター
・子ども子育て課
・子ども家庭センター　等

○警察・鉄道警察・鉄道会社
等の関係諸機関への連絡

○状況に応じて
・東中連絡(2 次被害防止)
・市教委へ連絡

児童の対応（落ち着かせる）
※必要に応じて全体指導

全家庭への連絡について検討
※被害者への配慮

・全家庭へ連絡（メール配信等）
・地区委員との連携

【緊急対策会議の招集】
教職員・（必要に応じてＰＴＡ役員、学校運営協議会・関係機関など）
・事件状況の共通理解
・対策の検討（見守り活動、登下校指導　等）
・支援の方法（保護者への意向確認）
・状況や対応等の記録

↓ 再発防止策の検討や具体的方針の決定

○ＰＴＡ、警察等　協力依頼（通学の安全確保）
○ＰＴＡ役員・委員会
・具体的状況の報告
・今後の対応の在り方等相談　（見守り活動　等）
・臨時ＰＴＡ総会開催の検討　　など